

# 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究データの保存等に関するガイドライン

〔平成28年4月1日  
制 定〕

このガイドラインは独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における研究活動上の不正行為に関する取扱規程（以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の職員等が研究所における研究活動に伴い作成・取得した研究データの種類及び保存期間について必要な事項を定めるものである。

## 第1 研究データの種類

- 1 このガイドラインにおいて研究データとは、研究活動に伴い発生または使用する、以下に掲げるもののうち、外部に発表した研究成果に関するものであって、職員等が当該研究活動の正当性を説明するために必要となるものをいう。
  - ア 文書、数値データ、画像等の資料
  - イ 実験試料、標本等の試料
- 2 このガイドラインにおいて職員等とは、規程第2条第3項に定める職員等をいう。

## 第2 保存期間

- 1 資料（文書、数値データ、画像等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後10年間とする。
- 2 試料（実験試料、標本等）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後5年間とする。
- 3 保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されているものがある場合には、その法令等の定める期間に従う。

## 第3 保存方法

- 1 研究データは、それらを生み出した職員等が、後日検証の必要が生じた際に利用が可能となるよう適切に保存するものとする。
- 2 個人データ等、その扱いに法的規制があるものや倫理上の配慮を必要とするものについては、それらの規制やガイドラインに従う。

## 第4 開示等

- 1 職員等は、論文等の形で発表した研究成果について、必要な場合には研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、研究データ等の開示に協力しなければならない。なお、転出や退職後もその責めを負うものとする。

## 第5 その他

- 1 このガイドラインは、平成28年4月1日から施行し、同日以降に発表する研究成果等に関する研究データについて適用する。
- 2 職員等は、施行日現在保有している研究データの保存に関し、第2に定める保存期間を尊重して取り扱うものとする。